

新座市水道事業給水装置の水道メーター設置等に関する取扱要綱

昭和58年1月7日

企業告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号。以下「条例」という。）第4条及び新座市水道事業給水条例施行規則（昭和42年新座市企業規則第2号。以下「規則」という。）第10条並びに第11条に規定する給水装置及び水道メーター（以下「メーター」という。）の設置並びに権利保管等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(メーターの設置)

第2条 新設工事のメーター設置は、次の各号によるものとする。

- (1) 一つの建築物（1戸、1世帯）ごとに、1個のメーターを設置すること。
- (2) 同一敷地内で同じ目的（用途）に使用するもの（学校、病院、工場、娯楽場、プール、倉庫、官公署、旅館又は浴場その他これに類するもの）については、建築物の棟数及び部屋数に関係なく1個のメーターとすること。

ただし、同一敷地内でも共同住宅、貸家等で世帯を別にする住宅は除く。

- (3) 一つの建築物であっても、構造上独立利用できるように区割されたもの（共同住宅、店舗、長屋又は事務所その他これに類するもの）への給水装置は、それぞれ各戸にメーターを設置すること。
- 2 改造工事のメーター設置は、前項に規定に準ずるものとする。
- また、同一敷地内に複数の既設メーターが設置されている場合は、工事を行うときにメーターを1個に統合すること。
- 3 既存建築物で井水から市営水道に切り替える場合で、構造上各戸（室）にメーターを設置することが困難なもの、かつ、市長が別に定める基準に適合し、所定の水圧に耐えられるものについては、1個のメーターを設置することができるものとする。

ただし、この場合における分担金については、条例第5条第3項の規定により、既存の給水設備のある戸（室）数にメーター口径20ミリメートルの負担額を乗じて得た額により納付しなければならない。

(メーター設置等による分担金の権利)

第3条 条例第5条第2項第2号に定める改造前のメーター口径に対応する前号に規定する額（以下「分担金の権利」という。）は、改造後における一給水装置分のみ継承できるものとする。

なお、増口径となる給水装置工事の場合に限り、複数個あるメーターの分担金の権利の合計額を、改造後における分担金の額に充当できるものとし、これにより超過する額については、還付しないものとする。

また、複数個あるメーターの分担金の権利の合計額が、改造後における分担金の額に満たない場合については、その差額を負担することにより不足する額を充当できるものとする。

2 分担金の権利を保管する場合については、配水管の取付口からメーターまでの給水装置を撤去しなければならない。

なお、第2条第2項の規定により1個に統合されたもの以外の既設メーターを保管する場合については、この限りではない。

3 給水装置及びメーターの撤去に伴い分担金の権利を保管又は放棄しようとする者は、あらかじめ市長にメーター権利保管届又はメーター権利放棄申出書にて届け出なければならない。

4 保管してある分担金の権利を使用する者は、あらかじめ市長に保管メーター払出申出書にて届け出なければならない。

5 第3項及び条例第5条第1項に基づく申請の手続きがなされずにメーターが取り外された場合、条例第16条に規定する水道使用者等の所在が不明で、かつ、給水栓が皆無であると認められる既設給水装置に係る条例第5条に定める分担金の権利は、紛失したものとみなし、市長が別に定める損害額を弁償しなければならない。

6 分担金の権利を市に保管した後に、権利の売買又は譲渡等の所有権移転が生じた場合については、所有権が移転したことが確認できる契約書又は証明書その他書面により変更の手続きを行うこと。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他必要な事項は、インフラ整備部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月3日告示）

1 この告示は、平成8年10月1日から施行する。

2 この告示による改正後の新座市水道事業給水装置の水道メーター設置等に関する取扱要綱の規定は、平成8年10月1日以後の給水装置工事の申込みから適用し、同日前の給水装置工事の申込みについては、なお従前の例による。

3 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月9日告示）

- 1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。